

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第27号

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則（平成17年香川県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公示の方法） 第 5 条 条例第 6 条第 2 項ただし書の規定による公示は、県庁又は当該公示に係る放置自動車の放置されていた場所の管理を担当する出先機関の掲示場に<u>掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u> 2 条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 2 項の規定による公示は、県庁の掲示場に<u>掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u>	（公示の方法） 第 5 条 条例第 6 条第 2 項ただし書の規定による公示は、県庁又は当該公示に係る放置自動車の放置されていた場所の管理を担当する出先機関の掲示場に<u>掲示して</u>行うものとする。 2 条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 2 項の規定による公示は、県庁の掲示場に<u>掲示して</u>行うものとする。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。